

# 特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における競争的資金等取扱規程

平成20年5月22日

(改訂 平成29年11月15日)

(改訂 平成29年11月16日)

特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所

## (目的)

第1条 この規程は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日通知）（以下「ガイドライン」という）に沿って、特定非営利活動法人量子化学研究協会（以下「協会」という。）研究所（以下「研究所」という。）における競争的資金等を適正に運営及び管理するための基本となる方針を与えるとともに、不正行為等を防止するために必要な体制を整備することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規定において適用対象となる「競争的資金等」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び民間研究助成金等とする。ただし、同省以外の省庁又は同省以外の省庁が所管する独立行政法人及び民間機関等から配分される資金についても不正防止に向けて同様の管理・監査を行うよう努めるものとする。

### 2 (間接経費)

(1) 競争的資金等の間接経費は、全額研究所に譲渡し、その使用は競争的資金等の使用規則に準じて、研究所の運営に充てる。

(2) 競争的資金等の間接経費に係る代表者が異動する場合も該当する間接経費の移動はない。

### 3 (設備の寄付、移動と返還)

(1) 競争的資金等で購入した備品は、全て研究所に譲渡する。

(2) その設備に係る元々の研究代表者が異動する場合の取扱については、事前に該当者と研究所長で相談の上、個別に書面をもって決める。

(3) 実績報告後に補助事業に関連する収入があれば、文部科学省又は日本学術振興会に連絡の上、返還する。

### 4 (合算使用の共用設備)

(1) 合算使用により共用備品を購入する場合は、それに係る代表者の間で、負担額の割合とその根拠等について相談の上、書面により明らかにする。

(2) 上記の共用備品について、それに係る研究代表者が異動する場合、その備品の取扱については、事前に研究所長と相談の上、書面をもって決める。

## (責任と権限)

第3条 競争的資金等を適正に運営・管理し、不正防止を図るため、協会として、以下の責任体系を定める。

- (1) 理事長は「最高管理責任者」として協会全体を統括し、研究所に於ける競争的資金等の運営及び管理についても最終責任を負うものとする。
  - (2) 研究所長は「研究所管理責任者」として、研究所における競争的資金等の運営及び管理について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。研究所管理責任者は、ガイドラインに定める「統括管理責任者」が果たす役割である競争的資金等の運営及び管理についての実質的な責任と権限を持つとともに、「部局責任者」に相当する役割を果たす。
- 2 最高管理責任者は、研究所管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

#### (資金執行上の責任と職務権限)

- 第4条 研究所における競争的資金等の執行上の責任者は、当該競争的資金等の交付を受けた研究代表者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。
- 2 競争的資金等の執行上の職務権限及び事務の分掌と手続きについては、別途制定の特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における競争的資金等の管理・運営に関する職務権限、分掌及び手続き規程（平成20年1月制定）を適用する。

#### (組織体制)

- 第5条 研究所に、競争的資金等の不正な使用の防止に関する重要事項を審議するとともに、これを実施するため、競争的資金等の不正使用防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、研究所管理責任者（研究所長）、研究部門長、研究事務部長からなる。

#### (関係者の意識向上)

- 第6条 当該競争的資金等の交付を受けた研究者は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を認識する。
- 2 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを認識する。
- 3 研究者及び事務職員は、特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所行動規範（平成20年1月制定）を遵守すること。
- 4 競争的資金等の執行権限を持つ関係者は、上記事項を遵守する旨の誓約書を、研究所管理責任者に提出すること。

#### (不正防止計画の策定)

- 第7条 委員会は、不正の発生する要因を把握した上で、競争的資金等を適正に運営及び管理するため、不正防止計画を策定するとともに、必要に応じて不正防止計画を見直す。
- 2 委員会は、不正防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者にこれを提出する。これを変更する場合においても同様とする。
- 3 最高管理責任者は、不正防止計画の内容に関し助言を与えることができる。

(不正防止計画の実施)

第8条 研究所管理責任者は、委員会を招集し、不正防止計画の推進を行う。

2 委員会は、競争的資金等の執行に係る全員に不正防止計画の実施と報告を求める。

(相談窓口の設置)

第9条 研究事務部に、競争的資金等に関する事務処理手続に関し、協会内外から相談を受ける窓口を置く。

2 相談窓口は、競争的資金等に係る事務処理手続に関する協会内外からの問い合わせに対応し、協会における研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

(通報窓口の設置)

第10条 協会に、競争的資金等に係る協会内外からの通報に適切に対応できるようにするため通報窓口を置く。

2 通報窓口に関し必要な事項については、別に定める。

(不正使用の調査)

第11条 不正使用が疑われる場合あるいは不正使用の事実を確認する必要がある場合は、調査を実施する。調査の手続き、方法等については別に定める。

(不正使用者に対する処分)

第12条 不正使用を行った者に対しては、就業規則に基づき理事長が懲戒を行う。

(不正を行った取引業者に対する処分)

第13条 研究所との取引に当たり不正を行った業者に対する対応は別に定める。

(内部監査の実施)

第14条 研究所における競争的資金等の適正な管理のため、研究所管理責任者の下に内部監査部を設置する。

2 内部監査部は、会計書類の形式的要件を監査するとともに、競争的資金等の運営・管理体制が適切であるか検証する。

3 内部監査部は、必要な場合、委員会、協会監事、会計監査人等に協力を要請する。

4 内部監査部は、毎事業年度ごとに監査の結果を、研究所管理責任者及び委員会に報告する。

(監査結果の反映)

第15条 研究所管理責任者は、監事監査、会計監査人の監査及び内部監査等の指摘を最高管理責任者に報告するとともに、委員会に周知すること。

2 委員会は、前項の指摘により不正防止計画の見直しを適宜行う。計画の実施に問題がある場

合、関係者に改善を命じる。

- 3 研究所管理責任者は、毎事業年度終了後、研究所の内部監査の結果を最高管理責任者に報告する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

改訂箇所：第2条第2項を追加（平成29年11月15日）

第2条第2項を修正（平成29年11月16日）

第2条第3～4項を追加（平成29年11月16日）